

2021年度 介護保険事業者に対する実地指導報告書

1 町田市が実施する実地指導について

介護保険法に基づく介護保険サービスには、入浴・排泄・食事等の介護、支援を行う「訪問介護」、施設等に通り食事や機能訓練を受ける「通所介護」、その他「短期入所生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、利用者の心身の状況等を勘案して居宅サービス計画の作成や居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの在宅サービスがあります。

また、町田市民のみが利用できる「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの地域密着型サービスや「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」などの施設サービスがあります。

在宅サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は、都と区市町村にあり、地域密着型サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は、区市町村にあります。

町田市では、介護保険法第23条に基づき町田市が指定権限を有する「居宅介護支援」、地域密着型サービス及び町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する「介護老人福祉施設」に対して実地指導を実施しています。なお、その他の在宅サービス及び施設サービスについては、都が指定権限を有するため、町田市では必要に応じて実地指導を実施しています。

また、実地指導の他に、指導の対象となる介護保険サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方式により行う集団指導を定期的にも実施しています。

2 2021年度 実地指導実施状況

2021年度の町田市の介護保険サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。実地指導は、指導担当職員が事業所を訪問して実施することを基本としていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を図る観点から、状況に応じて、事前に受領した資料を基に、市役所内でヒアリングを行う形式でも実施することもありました。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指導とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

(1) 居宅介護支援

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
115	27	10	27	151	23.5%	37.0%

(2) 介護予防支援

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
13	6	2	6	39	46.2%	33.3%

(3) 地域密着型サービス

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
112	15	8	15	132	13.4%	53.3%

(4) 町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
7	3	3	3	33	42.9%	100.0%

(5) その他

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
338	13	8	13	83	3.8%	61.5%

(6) 合計

事業数 (①)	実地指導 実施数(②)	文書指摘 事業数(③)	口頭指導 事業数(④)	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
585	64	31	64	438	10.9%	48.4%

3 主な文書指摘事項

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>◇ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求め、当該主治の医師等に居宅サービス計画を交付すること。</p> <p>○ 利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めている。</p> <p>○ 上記の場合に、意見を求めた主治の医師等に居宅サービス計画を交付していない。</p> <p>(市条例第6号第16条第22号第23号、解釈通知第2の3(8)②他)</p>	
<p><改善の際の注意点等></p> <p>訪問看護や通所リハビリテーション等は、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるため、主治の医師等の指示を確認する必要があります。そのため、医療サービスを位置付ける場合は、主治の医師等の意見を求め、意見を基に作成した居宅サービス計画は、当該医師等に交付してください。</p> <p>意見を求め、交付した際は、支援経過記録等にその旨残してください。</p> <p>なお、交付の方法は、郵送やメール等、対面以外の方法でも構いません。</p>	6
<p>◇ 避難、救出その他必要な訓練を行うこと。</p> <p>○ 避難、救出その他必要な訓練を行っていない。</p> <p>(都条例第111号第110条第1項、都施行要領第6の1の3(7)①、市条例第53号第59条の15第1項、密着解釈通知第3の2の2の3(8)①他)</p>	
<p><改善の際の注意点等></p> <p>特定用途の防火対象物（特養やGH、30人以上のデイサービス等）については、年2回以上の自衛消防訓練を実施する必要があります。また、特定用途の防火対象物以外についても非常災害に関する計画で定められた回数の訓練を実施してください。</p> <p>感染症を理由に実施していない事業所もありましたが、義務が免除されるわけではありません。実施時期や方法、参加者等を検討の上、実施してください。</p> <p>いずれの場合も、訓練を実施した際は、参加者や訓練内容等を記録に残してください。</p>	3

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>◇ 苦情の内容等を記録し、サービスの質の向上に向けた取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情の内容等について記録していない又は不十分。 ○ 改善策の検討等、サービスの質の向上に向けた取組を行っていることが確認できない。 <p>(市条例第6号第29条第2項、居宅解釈通知第2の3(20)②、都条例第111号第37条第2項、都施行要領第3の1の3(28)②、市条例第53号第38条第2項、密着解釈通知第3の1の4(28)②他)</p> <p><改善の際の注意点等></p> <p>苦情を受け付けた際は、組織として迅速かつ適切に対応できるように、日時、内容、申立人や対応者などについて記録してください。あわせて、再発防止策の検討など、サービスの質向上に向けた取組を実施し、その内容も記録に残してください。</p> <p>なお、居宅介護支援事業者と介護予防支援事業者は、自らに対する苦情だけでなく、位置付けたサービスに対する苦情についても、同様の対応が求められます。</p>	2
<p>◇ 報酬算定は適正に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日数や区分に誤りがある。 ○ 加算の算定要件を満たしていない。 <p>(報酬告示別表、居宅報酬告示別表、密着報酬告示別表、留意事項通知、密着留意事項通知 他)</p> <p><改善の際の注意点等></p> <p>報酬を請求する際は、提供したサービスと請求内容に相違ないか確認してください。また報酬告示や各種通知を熟読し、加算の算定要件をよく確認してください。</p> <p>なお、加算の根拠となる活動の記録、資料等は必ず残しておいてください。</p>	10
<p>◇ 職員を必要数配置していない事例があったので是正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活相談員を配置していない日がある。 ○ 介護職員又は看護職員を必要数配置していない日がある。 <p>(市条例第6号第5条、第6条、居宅解釈通知第2の2、都条例第111号第99条、第100条、都施行要領第3の6の1、市条例第53号第59条の3、4、密着解釈通知第3の2の2の1 他)</p> <p><改善の際の注意点等></p> <p>時間帯や利用者数、兼務の可否、加算の取得状況などによって必要な人員は変わってきます。各事業所で必要な人員を改めて確認し、余裕のある人員配置ができるよう努めてください。</p>	3

根拠法令等

略称	正式名称
市条例第 6 号	町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年町田市条例第6号）
居宅解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
都条例第 111 号	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 11 日条例第 111 号）
都施行要領	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成 26 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号）
市条例第 53 号	町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 53 号）
密着解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331004・老振発 0331004・老老発 0331017）
法	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
法施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
報酬告示	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）
居宅報酬告示	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）
留意事項通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
密着報酬告示	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
密着留意事項通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

4 その他

2021年度は下表のとおり確認検査を実施しました。

実施日	対象サービス	事業所数	主な確認事項
2021年 5月13日	居宅介護支援	114	令和3年度介護報酬改定に係る重要事項説明書等の内容について